



平成26年11月
第24号

伊佐市 議会だより



大口図書館 メルヘン広場

目次

- 補正予算概要 P 2 ～ P 3
- 委員会報告 P 4 ～ P 5
- 総括質疑・議決結果 P 6 ～ P 7
- 陳情書 P 8
- 一般質問 P 9 ～ P 13
- 一般質問・議会報告会 P 14
- 議会基本条例 P 15 ～ P 16
- 閉会中の議会活動 P 17
- 一般会計決算審査特別委員会 P 18
- 議会用語のマメ知識 P 19
- 議会を傍聴して・編集後記 P 20

ホームページ <http://www.city.isa.kagoshima.jp/gikai/index.html>

伊佐市議会

検索

4億8千万円 追加(総額167億4千万円)

特産品振興

ふるさと納税者へのお礼を増額

1,400万円

H26当初見込900件 7/19 現在 対前年度件数伸び率2.99倍
年間想定件数を3,690件に変更 (H25 実績1,230件×3)
総額1,800万円

教育環境の整備

菱刈小学校の建替 (H25~H27) の工事費を増額

3,600万円

資材高騰や労務費引上げによる工事費の不足に対応
大口中央中学校の入り口舗装の工事費を増額

1,800万円

資材高騰や労務費引上げによる工事費の不足に対応
大口ふれあいセンターの維持管理費を増額

700万円

空調大規模改修及びブラインド開閉装置改修のための調査費用を計上

商店街活性化

商店街の活性化を図る街路灯整備を支援

200万円 <組替>

上中元町通り会が自主的に実施する街路灯整備事業を支援 (市街地活性化事業補助金を組替)

観光振興

民泊型宿泊施設環境整備事業を支援

200万円

伊佐地区ツーリズム協議会が補助する住宅改修事業を支援 (県による地域振興推進事業)

県 1/2補助 上限50万円 市 1/10補助 上限10万円 3件の申請を見込む

若者の活動支援

イベント用簡易テントを購入

200万円 <新規>

市内の団体に貸し出すイベント用の簡易テントを購入 17張

子育て支援

保育所緊急整備事業を増額

700万円

保育所の環境整備のため大規模修繕等の費用補助を増額 (国1/2 市1/4 保育所1/4)

私立幼稚園就園奨励補助を増額

100万円

国庫補助対象額の変更と対象者が増えたことにより増額

障がい者支援

障害者の地域生活支援を増額

300万円

市内事業所による日中一時支援の利用者増に伴い委託料を増額 (当初見込みの約2倍へ)

農業振興

農地集積を推進

600万円 <組替>

農地中間管理機構発足により農地集積協力を金を経営転換協力金に組替
50万円×10人
農地中間管理機構からの受託事業を実施するための事務経費 100万円

経営体育成交付金を拡充

400万円

融資主体型補助の増額 300万円
追加型信用供与補助の増額 100万円

各委員会報告

総務産業委員会

総務課

**ドライブレコーダー
導入 395万円**

Q 導入する目的は何か。

A 全公用車120台に設置する。その目的は、公用車運転に対する職員の安全意識の向上、交通事故発生時の速やかな対応、事故処理の負担軽減、また、子どもや女性・高齢者のための見守りを強化したい考えからドライブレコーダーの映像記録機能を安全・安心な街づくりに活用できないかという事も併せて検討した。



ドライブレコーダー

財政課

**地方交付税
1億2638万5千円
減額**

Q 地方交付税の普通交付税が減額された要因は何か。

A 基準財政需要額において基礎数値の人口がベースになっている分野で単位費用が減額となったこと、基準財政収入額において法人税が増加したこと等が要因となり見込み額より減額となった。

主な質疑と内容

農政課

**経営体育成交付金事業
437万8千円**

Q 対象人数とその内容は。

A 対象は2名である。融資型334万1千円と追加型信用供用事業103万7千円の合計であり、主に畜産関係のトラクターや集草機などの機械導入である。今後、農地等の改良について要望があれば対応できる範囲で事業申請を国・県と打合せながらやっていきたい。

伊佐PR課

曾木の滝公園内のRVパーク新設

Q どのような内容になるのか。

A 県内では初の設置である。近年、富裕層を中心にキャンピングカーで1週間とか1か月の間、全国各地を回る方が増えていることから、しばらくの間滞在してもらうための多機能の駐車場である。一般の駐車場より広く電源はコインを入れて例えば1時間100円で利用できるようにする。場所は旧かっぱ亭より一番奥に4台予定している。

林務課

**林道山ノ神線整備事業
1100万円**

Q 以前、工事した林道ではないか。

A 現道はできていたが、幅員が狭かったので高性能林業機械等の大型機械の搬入や木材等の搬出が出来るように全延長3800メートル、道幅4メートルに広げ舗装改良するための測量設計委託である。

陳情

「陳情第4号 伊佐市木造住宅整備促進事業の延長についての陳情書」

Q 非常に効果的な事業であり金額的にもアップして継続すべきではないか。

A この事業は、建設課から引き継いだものであり、空き家住宅事業と木造住宅事業の窓口を一本化することである。いろいろな考え方があっていいところである。この陳情を受けさらに検討していきたい。
・詳細は8ページに記載



旧かっぱ亭駐車場



林道山ノ神線

文教厚生委員会

教育委員会総務課

菱刈小学校振動調査60万円

Q 調査の内容は。

A 解体前に一軒ごと写真を撮り、工事終了後ひび割れ等がないか調査する。

A 3階が故障している。今回は1階と3階を調査する。

学校教育課

私立幼稚園就園奨励金110万8千円増

Q 増額の理由は。

A 同一世帯に小学校1年生から3年生の兄・姉がいる世帯に対して限度額の増となる。4階層に分かれるが、今回新たに区分以外の世帯で第2子に15万4千円。第3子以降には30万8千円の限度額が設けられた。

環境政策課

合併浄化槽施設設置支援基金1785万5千円

Q 増額した理由は。

A 市民の要望で平成27年度まで延長する。平成25年度は一般財源で充てた。26年度、27年度は基金として積み立てる。

ごみ袋製作費726万2千円

Q 製作費が上がったのか。今後、ごみ袋の値上げがあるのか。

A 大・小合わせると39円上がった。県内でも高いので値上げはしない。

健康長寿課

シルバー人材センターの給排水工事に86万4千円

Q 工事内容は。

A 移転当初から水道水が濁っていた。排水管の腐食が原因で工事となった。

市民課

富士福祉館パソコン教室の増

Q 増額の理由は。

A 3月までは月2回だったが、4月から地区外を含め増員となり月4回とした。

こども課

保育所緊急整備事業に692万7千円

Q 増額の理由は。

A 4ヶ所の保育園の整備で、1ヶ所は外壁の中の損傷が酷く、大規模改修となった。他の3ヶ所は雨漏りの防水工事やテラス工事である。



ふれあいセンター

Q 何階が故障か。

ふれあいセンターの空調機の調査504万4千円



地元業者施工上乗せ補助

伊佐市内に事業所を置いている業者が施工したものに限り10万円の上乗せ補助を実施しています。単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置した場合は、5万円の上乗せ補助を実施しています。

補助金額

人槽	基準額	単独浄化槽から切り替え上乗せ補助(上限)	地元業者施工上乗せ補助	
			新設	単独浄化槽から切り替え
5人槽	332,000円	90,000円	100,000円	50,000円
7人槽	414,000円	90,000円	100,000円	50,000円
10人槽	548,000円	90,000円	100,000円	50,000円

後発医薬品分析業務とは

Q 業務内容は。

A ジェネリック医薬品に変えるよう国から指導されている。被保護者へ文書発送や相談を行い、医療費削減の目的を図る。

福祉課



伊佐市シルバー人材センター

総括質疑

発 言 者	質 疑 事 項	質 疑 の 要 旨
岩元克頼議員	<p>1 議案第48号 伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>2 議案第49号 伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>3 議案第50号 伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>以下の事項について答弁されたい。</p> <p>(1) 第2条（用語の定義）の各号（(1)～(24)まで）について。</p> <p>(2) 第3条（一般原則）において、良質かつ適切な内容及び水準について。またこれらの背景について。</p> <p>(3) 第15条（特定教育・保育の取扱方針）1号から4号まで。</p> <p>(4) 子ども・子育て支援新制度とは。</p> <p>(5) 子ども・子育て関連3法の主なポイント。</p> <p>(6) 伊佐市子ども・子育て会議による、伊佐市子ども・子育て支援計画策定等に関する調査・審議の状況。</p> <p>(7) 認定こども園への移行はどんな状況か。また移行については事業者の任意とされるが、市長の見解は。</p> <p>次の諸点について答弁されたい。</p> <p>(1) 保育の内容（対象、方法、人数、保育士、給食）</p> <p>(2) 保育のニーズに関する調査結果があるか。</p> <p>(3) 今後のサービス需要の可能性をどうみるか。</p> <p>(4) 市民の中でこの制度が知られているか。</p> <p>次の諸点について答弁されたい。</p> <p>(1) 市内での実施状況。</p> <p>(2) 設備の基準と実情の比較（3条・9条）</p> <p>(3) 支援員の資格等についての実情（3条・10条）</p>

議決結果一覧表

議案番号	件名	議決結果
議案第41号	平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第42号	平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第43号	平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	平成26年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	平成26年度伊佐市簡易水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第46号	平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第47号	平成26年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第48号	伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第49号	伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第50号	伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第51号	伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について	原案可決
議案第52号	伊佐市いじめ問題専門委員会条例の制定について	原案可決
議案第53号	伊佐市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第54号	伊佐市重度心身障害者医療費助成条例及び伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第55号	伊佐市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第56号	市道路線の認定について	原案可決
議案第57号	平成26年度伊佐市水道事業会計資本金の額の減少について	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
発議第2号	伊佐市議会基本条例の制定について	原案可決
発議第3号	伊佐市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
陳情第4号	伊佐市木造住宅整備促進事業の延長についての陳情書	採択

陳情書

4 ページの陳情内容

○伊佐市木造住宅整備促進事業の延長について

平素より、各会の活動につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、各会は地場の素材業・製材所・設計事務所・工事会社による会員で構成し、情報交換や実際の工事において共に活動しております。

昨今、本市における一般住宅の建築工事はその多くを大手ホームビルダーに奪われておりましたが、平成24年度から実施して頂いた本事業と地場関係業者の努力により、別紙のとおり地場企業の受注が増加しております。また平成26年度からは加算要件も実施して頂きありがとうございました。

しかし、平成26年度4月からの消費税8%。さらに平成27年10月からの消費税10%が予定されている中、本事業が今年度をもって終了すれば伊佐市における新築・リフォーム工事の市場自体減少が確実です。

この問題を解決すべくさらなる企業努力の実施に加え、上記事業の延長とさらなる制度の充実を切にお願い致します。

提出者 伊佐地区木材協会 会長 井ノ上 悦男

(公)鹿児島県建築士会 伊佐支部 支部長 横山 良一

伊佐の家づくりネットワーク 会長 竹下 信一

陳情第4号として採択されました。

市民生活の 向上をめざし 一般質問 10人



人命を守る
防災対策は万全か
市長／空振りを恐れず避難勧告を
鶴田公紀 議員

問

人命を守る避難対策は万全か。災害対策基本法のハザードマップを作成し住民の避難体制を整え早目の対応を徹底すべきと思うが。

答

行政の役割は市民の生命と財産を守るのが目的であり避難勧告は空振りを恐れず早目に出すことを基本とする。ハザードマップは十曾ダムは作成済、来年度は三ヶ所、その外は震災対策農業施設整備事業で作成。

問

土砂災害危険箇所、河川の洪水対策、寄り洲除去対策、農業用水ため池決壊対策事業による整備は充分か。

答

土石流危険渓流、砂防急傾斜地危険箇所、土砂災害危険箇所全体の整備率は43.2%である。激特事業を中心に護岸、築堤、分水路に力を注ぎ河川整備率は効果を上げている。災害復旧事業で約5億円、十曾ダムは15億円で補強実施済、寄り洲除去計画は場所を決定し実施予定、県営ため池整備事業は約3億円で整備済、今後は木崎上ン池を農村地域防災事業で整備予定。各種事業は伊佐駐在所を通じ始良伊佐地域振興局を経由して本課へ要望を強めていく。

全国学力・学習状況調査の結果について

問

全国学力テストを小6、中3全員に国語の基礎力、算数数学の応用力を全生徒に実施した結果は。

答

学校ごとの平均正答率は公表しないと判断。全国平均より上下の科目もあるが、市全体は全国県平均を小中学校とも下回った。

問

来年度から大口中央中と菱刈中の二校になる。基礎学力が重要課題。土曜いきいき講座を大口でも実施を。

答

人材スタッフ及び予算問題がある地方創生等の施策と合わせ検討したい。

不安残る 子育て新制度

市長／子ども子育て会議で審議していく
畑中香子 議員



問 子ども子育て支援制度が来年4月からスタートするが、保育の必要性について親の就労の有無にかかわらず集団保育が必要な子どもも入所できるか。
実費徴収や上乗せ徴収が可能になるが、保護者負担

が増えることにならないか。
答 保育の必要性に係る事由とは家庭で保育を受けることが困難な事由に該当するというところで10項目である。子ども子育て会議で審議する。

保育料の補助を続けていながら保護者の負担が増えないように検討していく。

問 新制度では、多様な保育形態があり、保育士の資格の有無など保育格差が生まれるのではないか。

答 施設や保育形態によつては資格がなくともよい場合があるが、研修を受け、同等以上の知識や経験を有する者としてあるので問題はない。

小中学校に暖房設備を

問 伊佐の教室の寒さは尋常ではない。子ども、とくに女子生徒は小さいときから体を冷やすことはよくない。勉強もはかどらない。学校保健法に基

づく「学校環境衛生基準」に照らして適切な学習環境にするべきではないか。

答 寒さに負けない丈夫な体をつくる、耐寒運動や防寒用具で自分の体を調整できる山坂達者な子どもを育てるのが、基本である。校長からストーブの要望は上がっていない。女子生徒について、冷えから婦人科系の病気が心配のことについては知識を持っていないので今後勉強していく。



その他の質問
○水俣病問題の対策について
○通学路の安全を守る対策について



問 「伊佐市市街地活性化空き店舗活用事業補助金」について、現在は、都市計画により区画整理された範囲としてあるが、この事業の趣旨を鑑み、限定された範囲ではなく伊佐市全域にひろげられないか。

答 この事業は、大口区画された範囲とあり、地区を限定している。この事業を伊佐市全域となると別に何らかの補助制度を作つて活用していかなければならないが、現在のところは、そういった補助制度はない。また、調査、研究をして商店街が活性化するような補助制度を検討してみたい。

商工業の振興対策について

市長／検討したい
今村謙作 議員



菱刈市街地

においては研究会をつくりながら、研修というような形で情報収集等を行っている。財政的な面も考慮しながら、そんなによりゆつくり構えることもないと思うので、慎重に肅々と進めてまいりたい。

新庁舎建設について

問 まだまだ先のことと思うが、新庁舎建設について、いつごろになるか、また、場所等、何らかのビジョンがあれば伺いたい。

答 庁舎建設については、現在のところは、まだまだ考えていない。とはいうものの、庁内



大口庁舎本館

- ・大口庁舎本館 昭和31年10月築
- ・大口庁舎別館 昭和52年10月築
- ・菱刈庁舎 昭和57年10月築

中学校問題を どう解決するか

市長／保護者・地域・関係機関全てで支える
福本 千枝子 議員



答

現在は器物破損、危険行為はない。最も大事なことは家庭教育で、小学校での生活習慣ができないまま中学校へ入り、学校生活、授業態度の基本が崩れ、教師の指導が行き届かなかった状況になっておこった。

問

3年生は高校入試を控える。市内高校への入学希望が減少する中、高校存続も危ぶまれる。教育委員会、PTA、地域、市当局がそれぞれ何ができるか、皆で取り組むべきではないか。

答

先日全日本の車椅子バスケットボールの選手が合宿し、紅白戦では800人もの観衆で沸いた。隣のさつま町のホテルも宿泊客を増やす為にスポーツ合宿で本市の体育施設を利用している。そこで体育施設整備計画はあるのか。特に陸上競技場のメインスタジアムは倉庫化しているが。

問

振興計画では年次ごと改修するとあるが、スタジアム内についてはない。ただ、トイレについては今後改修しなければならない。



陸上競技場メインスタジアム入口

現在、問題解決のため親子奉仕作業、保護者による朝の挨拶運動をしている。民生委員、トータルサポートセンター、警察にもお願いし、市当局としては地域コミュニケーションにも協力してもらおう。

問

現在、問題解決のため親子奉仕作業、保護者による朝の挨拶運動をしている。民生委員、トータルサポートセンター、警察にもお願いし、市当局としては地域コミュニケーションにも協力してもらおう。

スポーツ合宿で
交流人口を増え

問

人々が行き交うと
まちが元気になる。



市道 大道下青木線 について

市長／平成30年度に完了する予定である
山下 和 義 議員

問

この市道は通学生や通勤者のために非常に重要な道路である。今後の予定と課題等について伺いたい。

答

要望区間に人家が多く、現道拡幅が困難と判断してバイパス工事を実施していることから歩道設置は困難であるという回答である。

問

要望区間に人家が多く、現道拡幅ができないというのは県の一方的な理屈である。交通量も多く中学生等の通学にも非常に危険である。県に強く働きかけ歩道完成後に市は移管を受けていただきたい。

答

県が回答を渋っているのは正当な理由はないと思っている。歩道設置は絶対必要である。市に移管を受けてから工事を



国道267号陣之尾地区

その他の質問

- 新汚泥再処理センターの進捗状況について
- 旧布計鉦山堆積場について

どうする？生活困窮者自立支援法の対応は

市長／自立相談支援事業と住居確保給付金の支給をしたい
柿木原 榮 一 議員



問

平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法を伊佐市はどのように対応するのか。

答

定義である「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれ

ある者」である。支援は、福祉課を窓口にも、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を確実に実施することを想定する。ハローワーク・社会福祉協議会・民生委員・コミュニティなどで困窮者の情報の提供や本人への広報紙等で広報を行いたい。

問

任意事業である生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもへの学習支援事業等の取り組みは。

答

任意事業を実施する必要があるが生じた場合には、年度途中からの実施の検討の考えもあるが、制度開始からは考えていない。

問

認定こども園について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が決定、平成18年12月には、鹿児島県認定こども園の認定の要件に

関する条例も公布されているが、認定こども園をどうするのか。

答

伊佐市子ども子育て会議で現在の保育の量の見込みとその確保方策を協議していきたい。

問

幼稚園と保育所の機能を合せ持ち、地域の子育てもしっかり支援を行う施設で0歳児から2歳児の待機を無くする認定こども園を公立幼稚園を持つ伊佐市はどうするのか。

答

伊佐市立本城幼稚園の認定こども園への移行はない。スペース的に保育室の確保、食事の提供に必要な施設整備ができないこと及び0歳児から2歳児を預かる人的対応ができない。



本城幼稚園 体操の時間



問

男女共同参画について、伊佐市が誕生したことをもとにH23年から32年までの基本計画が策定され、伊佐市男女共同参画行政推進会議も設置されている。伊佐市の現在の女性の登用は。

答

管理職は、政策立案能力、指導育成能力及び折衝交渉能力など幅広い能力が求められる。伊佐市になり3名の女性管理職が生まれたが、現在はない。今後、研修、訓練等を行っていけば、次の時代には素晴らしい女性課長を何人も輩出すると思う。中長期的なことを考えて取り組んでいるところである。

問

配偶者からのDVは被害者本人にとって深刻な問題だ。県のデータでは配偶者からの暴力を受けても誰にも相談しない件数が半数以上もあるが、現在の伊佐市の件数と相談窓口はどうかっているか。

答

件数は12件で、企画政策課、福祉課、こども課、女性サロン室で対応、また警察と連携し緊急避難、一時保護の措置を行っている。



女性の課長登用の数値目標は

市長／伊佐市の数値目標はない

諏訪 信一 議員

配偶者からのDVは被害者本人にとって深刻な問題だ。県のデータでは配偶者からの暴力を受けても誰にも相談しない件数が半数以上もあるが、現在の伊佐市の件数と相談窓口はどうかっているか。

問

地域経済の浮上策として雇用創出事業が実施され、地域、人づくりに事業がハローワークを通じて失業者対策の一環として取り組まれている各事業の状況は。

答

地域、人づくり事業は9事業8045万8千円を予算措置、事業所はハローワークを通じて失業者の雇用を開始し、順次事業に取り組んでいる。新規雇用者は9事業35人を予定、現在ハローワークを通じて14人の雇用を確保。

カヌー庫や合宿所の建設を

市長／関係者の意見を聞き要望したい
左近充 議員



問

国体カヌー会場に決まると、環境に慣れるために、練習に来る選手の手皆さんが増えると思うが、カヌー庫を作る考えはないか。

答

既存の艇庫では、手狭になってきてい



湯之尾にあるカヌー庫



湯之元橋

答 湯之尾付近の整備にらみ現在行っている整備に加えて、合宿所等についても検討しなければならぬという事で、県のほうに要望していく。

問

合宿所や、その他のいろいろな施設の整備等を県などに、お願いすべきではないか。

る状況だ。国体の地元開催に向けて競技人口が増加していくと、新しい艇庫の建設が、必要になると思われる。選手の強化施設を兼ねた、艇庫の建設をしたいと考えている。

問

湯之元橋の整備は、現在どのように進められているか。また、国体会場、荒瀬側の駐車場はどうなるか。

湯之元橋と駐車場の整備は

答

湯之元橋を解体し、旧河川敷に盛土をして道路を作る計画であり、27年度に用地交渉、仮設道路工事、川内川河川事務所への手続き等に着手予定で、平成29年度完成を目指します。荒瀬側の駐車場については、国体の時には畑地を借り上げて、臨時に使わせていただきたいと考えている。



問

伊佐市の中でAEDは公設、私設を問わず何個設置してあるのか、また、公設のAEDについての管理は適切になされているのか。

答

平成25年3月現在のAED設置状況は、伊佐市役所関連施設に3台、教育機関に31台、保育園等に13台、子育て関連施設に15台、医療機関や老人福祉施設等に22台、その他22台となり、計106台である。そのうち健康長寿課管理の1台は携帯用で貸出せるものである。バッテリー等の交換は、使用期限が近くなったらAED購入契約業者からの通知が来て、すぐ使えるよう交換し管理している。

問

市民への講習はどのように取組んでいるか。誰でも使えるように実践的講習を行う必要があるのではないか。

答

伊佐湧水消防組合が、昨年度の実績で、1時間コースと3時間コースを合わせて70回実施している。

問

高齢者の関係する事故が多発している。市道の中央線、外側線が摩耗し、消えかかっている。事故の要因にもなっているのではないか。

答

交通安全対策費、年間1400万円程度予算で市道の中央線や外側線、カーブミラー、これも年間20基ほど、ガードレールが年間900メートルほどを、設置工事している。区画線工事は、各自治会から出される村づくり方策やコミュニティ協議会からもたくさん要望がある。優先順位を決め毎年約4700メートルの中央線、外側線を工事している。今後も計画的な施工をしていきたい。



市道の中央線、また外側線をはっきり見えるようにせよ

AEDは必要な時、適切に運用できる体制であるか
市長／適切に管理し万全を期している

前田和文 議員



2014年住みよさ 県内1位について

市長／さらに「住みよさ」を充実させていく
沖田 義一 議員

問 「広報いさ」8月号の表紙の「住みよさランキング2014県内1位」について伺いたい。

答 東洋経済新報社が、毎年公表している「住みよさランキング2014県内1位」となりました。要因としては保育所定員数（待機児童0）が順位を上げた。今後も一位の名に恥ずかしくないように努力していく。

問 安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の五つを評価し順位をつけているが、今後の方向性について。

答 病院、病床数、介護老人福祉施設、介護サービス、出生数、保育所の定員数等々生まれて死ぬまでの一番大事な時にかかわる項目が多いので、安心度、住みよさを充実させたい。

問 豚流行性下痢について

豚流行性下痢について

問 流行性下痢が4月に発生したが、養豚農家への直接的な応援、助成について伺いたい。

答 4月18日に市内21農場への石灰の配布、26日に発生場所に近い2農場へ消毒液、石灰の配布を行っている。

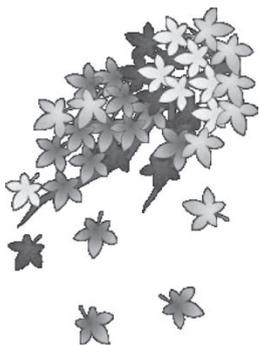
問 豚流行性下痢にかかると子豚は、ほぼ100%が死亡するが成豚は死ぬ事はない。農家は子豚が死亡し肉豚の出荷ができないため、経営が非常に苦しくなり、再建も大変難しくなる。家畜伝染病第五十八条（手当金）のような支給が受けられ、経営の建て直し、再建が容易にできるよう、新しい法律を作るように、国、関係機関に要望すべきではないか。

答 法定伝染病に指定されると全て殺処分と理解している。私達も勉強していく。今後の研究課題とさせていただきます。

議会報告会を開催します

伊佐市議会では、議会基本条例に基づき、市民の皆さまに議会の役割や活動内容を直接お知らせして理解を深めていただくため、議会報告会を開催します。時間はいつでも午後6時30分から1時間30分程度です。お住まいの校区にかかわらず、どの会場でも参加できますので、ぜひご参加ください。

開催日	会場
11月19日（水）	大口ふれあいセンター多目的ホール
	西太良地区コミュニティセンター
11月20日（木）	山野基幹集落センター
	本城校区集会施設
11月21日（金）	羽月地区公民館
	まごし館会議室



伊佐市議会基本条例 を制定しました

伊佐市議会では、地方分権時代に対応した議会本来の役割、機能を果たすべく議会改革をするために、平成25年6月26日に伊佐市議会改革調査特別委員会（委員長 柿木原榮一議員 外16人）を設置し、議会及び議員に係る基本事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の福祉の向上及び市政発展に寄与するための伊佐市議会基本条例の制定を含め約1年3ヶ月間11回にわたり検討してきました。

特別委員会では先進事例の調査、先進地を視察し、議会基本条例小委員会（小委員会委員長 岩元克頼議員 外7人）で3回にわたり、条例に盛り込む事項の議論を重ねました。平成26年8月27日までで閉会をし、今定例会の9月10日の本会議において「伊佐市議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、10月1日から施行しました。

伊佐市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動

原則

第3章 市民と議会の関係

第4章 議会と行政の関係

第5章 議員間の自由討議

第6章 委員会の活動

第7章 政務活動

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第10章 最高規範性と見直し手続等

附則

地方議会は、地方分権の時

を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民福祉の向上及び市政発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、本市に住所を有する個人又は所在する法人その他の団体をいう。

第2章 議会及び議員の活動

原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 公正性、透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めると。

(3) 議会内での申合せ事

項は、不断に見直しを行うこと。

(4) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽(さん)によって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(党派)

第5条 議員は、政治上の主義及び主張を同じくする複数の議員で、調査研究、政策立案等を目的とする団体として党派を結成することができる。

(市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の専門的事項に係る調査並びに法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との関係は、緊張関係の保持に努めるとともに、

本会議における議員と市長等の質疑と質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするものとする。

2 議長から本会議並びに

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨を確認するための反問をすることができ。

（議会審議における論点情報形成）

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策につ

いて、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

（1）政策の発生源

（2）提案に至るまでの経緯

（3）他の自治体の類似する政策との比較検討

（4）市民参加の実施の有無とその内容

（5）総合計画との整合性

（6）財源措置

（7）将来にわたるコスト計算

（予算及び決算における政策説明）

第10条 議会は、予算及び

決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

（議決事件の追加等）

第11条 議会は、議事機関

としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

第5章 議員間の自由討議

（議会の討議）

第12条 議会は、言論の府

であることを十分に認識し、議案の審議及び審査に当たっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

（政策討論会）

第13条 議会は、市政に関

する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を

図り、もって政策立案、

政策提案及び政策提言

を推進するため、議員間の政策討論会を行うことができる。

第6章 委員会の活動

第14条 委員会審査に当

たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、その所管に

属する事務に関する調査のための活動を積極的に行うものとする。

3 委員長は委員会の秩序

保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

第7章 政務活動

（政務活動の充実）

第15条 議員は、政策の立

案及び提言を行うための調査、研究その他の活動に努めなければならない。

2 議会は、前項の政務活動の結果を勘案し、当該

政務活動に要する経費

のあり方について調査

検討するものとする。

第8章 議会及び議事事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政

策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議長は、議員の政

策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室の充実）

第18条 議会は、議員の調

査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

（議会広報の充実）

第19条 議会は、議会活動

に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行する。

2 議会は、市議会映像配信システムを活用して議会中継の広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第20条 議員は、市民の代表として倫理性を常に自覚して行動するものとする。

（議員定数）

第21条 議員定数は、人

口、面積、財政力等類似団体の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮したものとする。

2 伊佐市議会議員定数条例（平成23年伊佐市条例第23号）の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

（議員報酬）

第22条 議会は、議員報酬

の改定に際しては、伊佐市特別職報酬等審議会条例（平成20年伊佐市条例第47号）第1条に規定する伊佐市特別職報酬等審議会の意見を

尊重するとともに、その報酬が、議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。

（最高規範性）

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例

の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

（委任）

第25条 この条例に定める

もののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

閉会中の議会活動



秋の全国交通安全運動



人の波作戦



市町村政研修会



東京都稲城市議会 行政視察受け入れ 10月7日
 視察内容：公式イメージキャラクターを活用した地域活性化に向けた取り組みについて



政務調査（議長出席）10月15日～17日
 宮城県仙台市・福島県会津若松市

議会広報等特別委員会



一般会計決算審査特別委員会

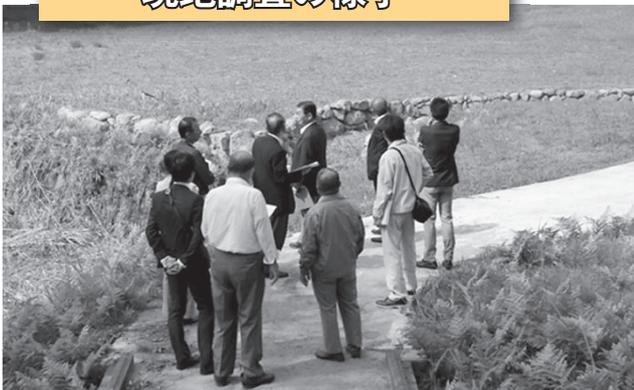
9月議会の最終本会議において、平成25年度の決算を審査するため、一般会計決算審査特別委員会を設置しました。目的は、歳入の確保がしっかりなされているか、歳出が適正に執行されているかなどを、決算書や補足説明資料に基づいて審査し、住民に代わってその成果を評価するものです。そして、決算年度における財政運営が適正であったか、その計画性・弾力性・積極性を総合的に判断し、議会として次年度の財政運営の改善と健全化に役立てるよう、慎重な審議を行います。

審議結果は12月議会で報告され、本会議で決算認定の採決を行う予定です。

今村謙作	諏訪信一	鶴田公紀	森山良和	森田幸一	柿木原榮一	委員 畑中香子	副 委員長 沖田義一	委員 長
------	------	------	------	------	-------	------------	------------------	---------



現地調査の様子



▲曾木の滝遊歩道



▲中央公園バスケットコート



▲消防詰所第3分団



▲十曾こどもの森



▲重留地区多目的公園整備事業用地



▲大口小学校

議会用語の マメ知識



議会の調査権（100条調査）



【1】 100条調査とは

地方議会には当該地方公共団体の事務に関する調査を行う権限が認められています。これを議会の調査権といい、地方自治法第100条に基づいていることから、100条調査と呼ばれています。



【2】 どんないきに調査権を発動するか

行財政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合などです。たとえば、ある工事の請負契約締結に当たって入札事務に不正があったとか、あるいは工事施行に落度があって適正でなかったとかで、住民の間で政治問題化したような場合が考えられます。



【3】 調査の方法

実際の調査は、特別委員会に付託して行るのが一般的です。調査の方法としては、選挙人その他の関係人の①出頭、②証言、③記録の提出請求、④関係団体等に対する照会や記録の送付請求があります。



【4】 調査結果の取扱い

調査の結果明らかになった事実、問題点を挙げて解決策としての判定意見をつけるなど、調査の目的や事件の内容に応じた委員会報告書が提出されて採決が行われ調査は終了します。

議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため適正な事務処理をしているか、その実態や真相を究明して、違法や不適切な事実があれば、原因を明らかにして是正させ、必要な場合は責任の所在を明確にするなど議会の監視、政策機能を発揮するためです。

（地方自治法第100条）

普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他関係人の出頭及び証言、並びに記録の提出を請求することができる。

（同条第3項）

第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人が、正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき、又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

議会を

傍聴して



茅原 政光さん

伊佐市が誕生して間もなく六年になりますが、議会傍聴に足を運ぶのは今回が二回目になります。

一般質問の通告に、「中学校問題について」の内容に目が止まり、もしやと思い傍聴に出かけました。中学校の授業については、二回程参観をしていただき、どのような形で質問がされ、答弁がなされるのか集中して聞き入ることができました。内容的には、議員の質問が実際に授業を参観し、実態を調査した生々しいものでありました。それに対し、答弁する側も状況を十分に把握され、様々な対策を講じている様子がひしひしと伝わってくるものがあり、よしこれで中学校も良くなるぞという思いが脳裏をかすめました。

質問者と答弁者が一方通行にならない論争、これからこそ「執行部と議会は車の両輪の如く」という言い方が生まれてくると思います。

議員も現場を把握し、執行部も状況を十分に認識し、議会の場で議論を重ねることが進むべき方向を定めてくれるのだと思います。

議会が活性化して、時代の流れに即応した伊佐市になり、市民生活が向上することを願ってやみません。

平成26年 第4回定例会のお知らせ

○定例会は午前 10 時開会です。

11月

27日(木)	本会議(招集日)
--------	----------

12月

3日(水)	本会議(2日目)
4日(木)	本会議(3日目)
8日(月)	文教厚生委員会
9日(火)	総務産業委員会
11日(木)	本会議(4日目)
一般質問	
12日(金)	本会議(5日目)
一般質問	
15日(月)	本会議(6日目)
一般質問	
19日(金)	本会議(最終日)

議会中継を自宅等のインターネットでも視聴できます。
(市議会の生中継や録画を映像配信しています)

【伊佐市ホームページ】



【伊佐市議会】



【議会インターネット映像中継】

大口庁舎・菱刈庁舎・
ふれあいセンター・まごし館では
議会ライブ中継 をご覧になれます。



編集・発行責任者

議長
丸田和時

議会広報等
特別委員会

委員長

久保教仁

副委員長

森山良和

委員

柿木原 榮一
岩元 克頼
山下 和義
山田 謙作

編集後記

この24号が皆様に届く頃は稲の刈り入れ、庭上りも済まれ、一年の締めをされ、ほっとして、おられる頃と思います。私も小規模の農業をやっておりますが、PPP交渉の行方、秋虫の被害、天候不良による米の作況指数や米価も低くなってきており、これからの農業をつくづく考えさせられます。平成26年9月開催の第三回伊佐市議会で、二元代表制の下、合議制の機関である役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するために伊佐市議会基本条例が制定されました。議員の決意を、全員の総意で示されました。今年から、市民の方々の報告会の開催も定義づけられました。日程等も議会だよりにも記載されていますので、是非出会っていただき、市政の動き、財政等の使途について、ご指摘・ご意見を頂ければ、幸いです。今年から始まりますのでよろしく願っています。議会だよりは限定された紙面での編集、発刊となります。発言の趣旨や報告を確実に伝えるよう、議会広報等特別委員会で協議してまいりました。また、議会の様子は、インターネットで映像配信されていますので、ぜひ、ご覧下さい。この特別委員会も、2年が経ちました。次号からは、新しい委員での発行となりますので、よろしく願います。

議会広報等特別委員会

柿木原 榮一